

# 青森県報

第二千六百一十号

平成十八年  
四月二十四日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更……	(市 振興町 課村)	…	一
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……	(健康福 策課)	…	一
生活保護法による医療機関の指定……	(同)	…	二
生活保護法による介護機関の指定……	(同)	…	二
右 同……	(同)	…	三
生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……	(同)	…	三
生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……	(同)	…	四
結核予防法による医療機関の指定……	(保健衛生課)	…	四
公 告			
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……	(総務学事課)	…	四
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……	(県民生活 文化課)	…	五
大規模小売店舗の変更の届出……	(経営支援課)	…	五
建設業者の許可の取消し……	(三八地域 民局)	…	六
出先機関			
土地改良区の役員の就任及び退任……	(中 南 地 域 民 局)	…	六
土地改良事業の工事の完了……	(同)	…	七

土地改良区の役員の退任……………(三八地域 民局) …… 八

教育委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……(県立図書館) …… 八

## 告 示

青森県告示第三百七十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、むつ市長からむつ市の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地をむつ市脇野沢九艘泊に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十八年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

むつ市脇野沢九艘泊四二二の一の地先公有水面埋立地 二、六一三・二六平方メートル

青森県告示第三百七十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
国民健康保険脇野沢診療所	下北郡脇野沢村大字脇野沢字渡向二九の五	平成一七・三・三
国民健康保険川内病院	下北郡川内町休所四二	"





変更後	変更前
トロイカ ジエル エクラブ	光仁有限 メデ社
北津軽郡板柳 町大字福野田 字実田四四の 一	北津軽郡板柳 町大字福野田 字実田四五の 一〇
福祉用具貸与	
まちだ福祉用具貸与	
北津軽郡板柳 町大字福野田 字実田四四の 一	北津軽郡板柳 町大字福野田 字実田四五の 一〇
一六・三・二〇	

青森県告示第三百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
仁メデイカ 有限会社光 ルプロジェクト ケトル	仁メデイカ 有限会社光 ルプロジェクト ケトル	居宅介護支援事業者
北津軽郡板柳 町大字福野田 字実田四四の 一	北津軽郡板柳 町大字福野田 字実田四五の 一〇	主たる事務 所の所在地
仁メデイカ 有限会社光 ルプロジェクト ケトル	仁メデイカ 有限会社光 ルプロジェクト ケトル	居宅介護支援事業所
北津軽郡板柳 町大字福野田 字実田四四の 一	北津軽郡板柳 町大字福野田 字実田四五の 一〇	所在地
平成 一六・三・二〇		変更 年月日

青森県告示第三百八十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定に

より告示する。

平成十八年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
クローバ調剤薬局ときわ店 なないる調剤薬局	南津軽郡藤崎町常盤字富田二〇の 二五 弘前市大字駅前町一三の一扶岳ビ ル一〇	平成一六・四・二七 "

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十八年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 三 契約の方法
- 四 契約の相手方を決定した日
- 五 契約の相手方の名称及び住所

東洋建物管理株式会社  
青森市橋本一丁目七の三

六 契約金額

二千九百六十一万円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成十八年二月十日

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年四月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人田子みらい

三 代表者の氏名

澤口 博二

四 主たる事務所の所在地

三戸郡田子町大字田子字土橋道ノ上二二の二

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、環境への啓蒙、啓発に関する事業を行い、循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前アルカディアショッピングセンター

弘前市大字扇町三丁目一の一、一の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ダイワロイヤル株式会社

東京都台東区上野七丁目一四の四

代表取締役 越智壯

三 変更しようとする事項

大規模小売店舗の設置に関する事項	区 分		変更後	変更年月日
	変更前	変更後		
駐輪場の位置及び収容台数	八九台 （位置は、届出書添付 図面のとおり）	七七台 （位置は、届出書添付 図面のとおり）	平成 一八・四・二 元	
荷さばき施設及び荷さばき面積	二五四平方メートル （位置は、届出書添付 図面のとおり）	二二六平方メートル （位置は、届出書添付 図面のとおり）		
廃棄物等の保管施設及び位置	四七立方メートル （位置は、届出書添付 図面のとおり）	四四立方メートル （位置は、届出書添付 図面のとおり）		

四 届出年月日

平成十八年四月十二日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十八年四月二十四日から同年八月二十四日まで

- 3 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 六 意見書の提出  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年八月二十四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社木村重機興業
- 二 代表者の氏名 木村 さつ子
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市沼館二丁目三の四五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一六）第一三四九九号
- 五 取消年月日 平成十八年四月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
とび・土工、鋼構造物、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となつた事実

平成十八年三月三十日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、田山堰土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年四月二十四日

中南地域農民局長 天 童 光 宏

役員別の区別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	村上 猛	黒石市大字上十川字留岡二番六三の七	平成 一六・三・二 元就任
"	長崎 小左工門	大字牡丹平字福民四〇の一	"
"	佐藤 司行	大字南中野字家岸三八の一	"
"	木村 誠逸	大字石名坂字町堰向二九	"
"	今 隆俊	大字三島字村里三五	"
"	鶴田 和雄	大字二双字字十川八〇	"
"	木立 康行	大字高館字甲松坂四の三	"
"	山口 利文	大字赤坂字池田七九	"
"	乗田 啓逸	大字竹鼻字山元三の二	"
"	佐藤津真樹	大字花巻字花巻三〇の四	"
"	千葉 博	大字上十川字北原三番四八の九	"
"	村上 勝憲	大字上十川字柳沢七〇	"
"	鎌田 俊治	青森市浪岡大字本郷字平岡一一	"
監事	村岡 嘉夫	黒石市大字上十川字北原四番一〇	"

十七年災農地災害復旧事業	一六・二一	弘 前 市	平成一八・二・一〇
土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日	

中南地域県民局長 天 童 光 宏

平成十八年四月二十四日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

土地改良事業の工事の完了

熊沢 秀規	村岡 嘉夫	木立 康行	津川 勇三	長崎 小左工門	村上 猛	鎌田 俊治	千葉 博	山口 金利	桜田 行雄	今 隆俊	佐藤津真樹	永田喜久造	乗田 啓逸	佐藤 光一	山下 美憲	木立 勝広	熊沢 秀規
大字下山形字下目内四の二	大字上十川字北原四番一〇	大字高館字甲松坂四の三	大字三島字川岸六六の一	大字牡丹平字福民四〇の一	黒石市大字上十川字留岡二番六三の七	青森市浪岡大字本郷字平岡一一	大字上十川字北原三番四八の九	大字赤坂字野崎一六の四六	大字南中野字不動館二三	大字三島字村里三五	大字花巻字花巻三〇の四	大字上十川字留岡六番三二の一	大字竹鼻字山元三の二	大字石名坂字館二四	大字二双字字村元一一	大字高館字甲花岡一四三の二	大字下山形字下目内四の二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

一六・三六退任

〃	〃	〃	十七年災農用施設災害復旧事業	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一六・一〇六	一六・一〇五	一六・一〇四	一六・一〇二	一六・一六	一六・一五	一六・一四	一六・一三	一六・一二	一六・一一	一六・一〇	一六・九	一六・八	一六・七	一六・六	一六・五	一六・三	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
一六・三六	一七・二・一〇	一七・二・一三	一七・二・一七	一八・二・六	一七・二・一四	一七・二・一六	一八・三・三〇	一七・二・一六	一七・二・一〇	一八・二・一〇	一七・二・一七	一七・二・二	一八・一・二四	一八・三・一六	一七・二・一〇	一七・二・一七	

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、中市筒口土地改良区から、次のとおり役員（退任）の届出があつたので、同条第十七項の

土地改良区の役員（退任）

〃	一六・二二一	〃	一六・二一〇
〃	一六・二二〇	〃	一七・三・二四
〃	一六・二一九	〃	〃
〃	一六・二一八	〃	一七・三・一〇
〃	一六・二一七	〃	一七・三・一四
〃	一六・二一六	〃	一七・三・一〇
〃	一六・二一五	〃	一八・三・一〇
〃	一六・二一四	〃	一七・三・一九
〃	一六・二一三	〃	一七・三・一〇
〃	一六・二一二	〃	一八・三・一〇
〃	一六・二一一	〃	一七・二・二五
〃	一六・二一〇	〃	一七・二・一七
〃	一六・二〇九	〃	一八・三・三〇
〃	一六・二〇八	〃	〃
〃	一六・二〇七	〃	一七・三・一〇

規定により公告する。

平成十八年四月二十四日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	越懸澤正治	三戸郡五戸町字越掛沢二六	平成一八・三・二四

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十八年四月二十四日

青森県立図書館長 佐 藤 良 治

- 一 特定役務の名称及び数量  
電子計算組織等の賃貸借一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県立図書館  
青森市大字荒川字藤戸一九の七
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成十八年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
日立キャピタル株式会社東北法人営業支店  
宮城県仙台市青葉区一番町二丁目一〇の一七

六 契約金額

六千二百八十七万二千八百十二円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号の規定を適用したものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭